

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から49年3月までの期間及び同年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から49年3月まで  
② 昭和49年10月から50年3月まで

私の申立期間①及び②の国民年金保険料については、亡くなった妻が主として納付してくれており、私自身もA区のBC丁目の出張所で住所変更手続を行ったことや保険料を納付したことを記憶している。申立期間①及び②が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の後には、国民年金と厚生年金保険の切替えを適切に行い、国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さが認められる。

また、申立期間①及び②の前後の保険料は納付済みであり、申立期間①及び②は合計しても15か月と比較的短期間である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金手帳等により、申立人の住所地は、申立期間①及び②を含む長期間、A区Bであったことが推認されるところ、申立人が国民年金の住所変更手続及び保険料納付を行ったとするA区の「BC丁目出張所」が、申立期間①及び②当時の申立人の住所付近に実在し（平成14年3月31日廃止）、国民年金の加入手続及び保険料納付ができたことが確認でき、申立人の主張に不自然さはみられないことから、申立期間①及び②の保険料は納付していたものと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A株式会社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 59 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 8 日

私のA株式会社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された平成18年6月に係る賞与一覧表及び当時の社会保険担当役員の回答により、申立人は、同年6月8日に25万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A株式会社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は150万円、18年6月8日は130万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日  
② 平成18年6月8日

私のA株式会社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された平成15年12月及び18年6月に係る賞与一覧表並びに当時の社会保険担当役員の回答により、申立人は、申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表及び当時の社会保険担当役員の回答により、平成15年12月10日は標準賞与額の上限額である150万円、18年6月8日は130万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東千葉厚生年金 事案 5137

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A株式会社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は15万円、18年6月8日は61万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月10日  
② 平成18年6月8日

私のA株式会社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された平成15年12月及び18年6月に係る賞与一覧表並びに当時の社会保険担当役員の回答により、申立人は、15年12月10日に15万円、18年6月8日に61万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A株式会社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は150万円、18年6月8日は146万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月10日  
② 平成18年6月8日

私のA株式会社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された平成15年12月及び18年6月に係る賞与一覧表並びに当時の社会保険担当役員の回答により、申立人は、申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表及び当時の社会保険担当役員の回答により、平成15年12月10日は標準賞与額の上限額である150万円、18年6月8日は146万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A株式会社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 8 日

私のA株式会社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された平成18年6月に係る賞与一覧表及び当時の社会保険担当役員の回答により、申立人は、同年6月8日に25万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年10月1日から同年11月1日までの期間及び6年8月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年10月1日まで

私が所持している給与明細書では、申立期間の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より多い保険料が控除されているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社における申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成5年10月1日から同年11月1日までの期間及び6年8月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立期間当時の資料は全て処分した。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成5年11月1日から6年8月1日までの期間については、上記給与明細書により、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録上の標準報酬月額を上回らないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 関東千葉厚生年金 事案 5141

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成3年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月30日から同年4月1日まで

私の年金記録を確認したところ、A株式会社から親会社のB株式会社に転籍した際に、厚生年金保険の被保険者期間に空白の期間が生じているので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された回答書及び申立人の転籍に関する確認書から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（平成3年4月1日にA株式会社からB株式会社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成3年2月のオンライン記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成3年3月30日となっており、離職日は同じであることから、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当

した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東千葉厚生年金 事案 5142 (事案 1297 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和22年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年11月2日に訂正し、申立期間のうち、22年4月から同年5月までの標準報酬月額額は150円、同年6月から同年10月までの標準報酬月額額は600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から同年11月2日まで  
私は、申立期間において、A株式会社に継続して勤務していたので、同社へ問い合わせたところ、申立期間の在職記録のほかに資料が残っていないという回答だったが、この間、厚生年金保険料を控除されていたはずなので、再度調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、人事記録から、申立人がA株式会社に勤務していたことが認められるものの、i) 同社の厚生年金保険被保険者名簿の昭和22年4月から同年7月(同年8月以降の資格取得者はいない。)までの資格取得者に申立人の氏名の記載が無いこと、ii) 申立人は同社から分社されたB株式会社(昭和22年7月設立)が新規適用事業所となった23年1月6日に同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得し、その際、新規に厚生年金保険記号番号が払い出されていること、iii) 申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入手続及び保険料控除について確認できる資料が無いことなどにより、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成21年11月18日付けで年金記録の訂正が必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、当初の申立て時に、「A株式会社において同期の同僚はいなかった。」と供述していたが、今回の再申立てを受けて再調査をしたところ、申立人と同じ商業学校を卒業して、同期入社した元同僚が3名いることが分かり、申立人以外は入社と同時に同社で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、A株式会社が保管する人事記録によると、当該元同僚3名は、昭和22年3月に申立人と同じ商業学校を卒業し、同年4月1日に申立人と同じ「正員」として、A株式会社に入社しており、申立人を含む4名の初任給が280円であることが確認できる。

さらに、申立人は、「A株式会社では経理部出納課に所属していた。」と供述しているところ、今回、申立期間当時の写真を提出し、その写真の裏に書かれた経理部出納課の同僚（先輩）の加入記録を調査したところ、申立人が氏名を覚えていた3名について、いずれも申立期間において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、A株式会社人事部は、当初の申立て時に、「申立人に係る保険料控除については、不明。」と回答していたが、今回、申立人と同じ商業学校を卒業して、同社に入社している元同僚3名に厚生年金保険の記録があることから、「申立人だけ厚生年金保険料を控除しないというのはいり得ないと思う。」と回答している。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同期の元同僚の記録から判断すると、昭和22年4月から同年5月までの標準報酬月額を150円、同年6月から同年10月までの標準報酬月額を600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと回答しているが、これを確認できる資料は無く、また、仮に、事業主から申立人に係る資格取得届が提出された場合には、その後、定時決定届及び資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和22年4月から同年10月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については17万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 25 日から 49 年 1 月 1 日まで

私の夫は、昭和 48 年 12 月をもってA株式会社からB株式会社（現在は、C株式会社）へ転籍したが、その間勤務は継続していたにもかかわらず、同年 12 月の厚生年金保険の記録が欠落しているため、訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人はA株式会社及びB株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む多数の被保険者の資格喪失日が、適用事業所でなくなった日である昭和 49 年 2 月 28 日より後の同年 3 月 25 日付けで、当初の 49 年 1 月 1 日から遡及して 48 年 12 月 25 日に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、遡って申立人の資格喪失日を訂正する合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録の訂正は有効なものとは認められないことから、申立人のA株式会社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た昭和 49 年 1 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和48年11月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

## 関東千葉厚生年金 事案 5144

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで

私は、A株式会社及び関連会社のB株式会社に継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないと年金事務所から連絡を受けて確認したところ、B株式会社へ転籍したときの記録が空白となっていた。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元上司の供述、A株式会社からB株式会社に転籍した複数の元同僚の供述及び申立人の転籍に係る具体的供述から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（A株式会社から同社の関連会社であるB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主が、「当時の事業主であった親族から、B株式会社へ転籍した社員の人事異動については、A株式会社に月末まで勤務し、翌月1日からB株式会社で勤務したと聞いている。」と回答していることから、昭和43年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和43年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行に

については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 43 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東千葉厚生年金 事案 5145

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和43年3月から平成14年12月までA株式会社に継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないと年金事務所から連絡があったので確認したところ、同社の本社(B)C事業部からD事業部技術課(現在は、D本社)に転勤したときの年金記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A株式会社から提出された本社人事通達及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し(同社本社(B)からD事業部に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、同社人事部は、「申立人は、昭和45年3月10日付け本社通達により、翌月の同年4月1日にD事業部に転勤しており、3月末日喪失は事務処理誤りと思う。」と回答していることから、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和45年2月のオンライン記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 49 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA医療法人（現在は、B医療法人）C病院における資格喪失日に係る記録を昭和58年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月31日から同年9月1日まで

私の年金記録のうち、A医療法人C病院から同法人D病院に転勤した時期に当たる申立期間の年金記録が欠落している。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB医療法人の回答から判断すると、申立人はA医療法人に継続して勤務し（同法人C病院から同法人D病院に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B医療法人は、「申立人は、昭和58年9月1日付けで転勤となった。」と回答していることから、同年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA医療法人C病院における昭和58年7月の社会保険事務所（当時）の記録から28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、A医療法人C病院に係る資格喪失日について、昭和58年9月1日として届け出るべきであったところ、誤って同年8月31日として届け出たと考えられるとしている上、事業主が資格喪失日を同年9月1日として届け

出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東千葉国民年金 事案 4491

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から55年3月まで

私は、昭和52年頃にA市からB市に転居する際に、B市の職員から国民年金制度の説明を受け、加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和52年頃にA市からB市に転居する際に、B市の職員から国民年金制度の説明を受け、加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付した。」と述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、55年5月23日に社会保険事務所（当時）からB市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は同年6月頃に加入手続を行い、その際、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した51年9月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できることから、この加入手続時点を基準にすると、申立期間のうち、同年9月から53年3月までの期間については、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間当時の保険料の納付場所、金額、納付方法について記憶が明確でなく、過去に遡って国民年金保険料を納付した記憶は無い上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムの調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から54年9月まで

私の父が、A市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。また、旧姓「B」での年金記録も調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父がA市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。」と申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和57年9月3日に社会保険事務所（当時）からC町（現在は、D市）に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は58年2月頃に加入手続きを行ったものと推認でき、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した56年7月18日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の父親は既に亡くなっており、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、旧姓「B」でも確認できない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで

私は、学生時代の国民年金保険料を当時年度末にまとめて納付していた記憶があるので、申立期間の12か月の保険料についても、平成11年3月か4月頃にA区役所で納付したと思う。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「学生時代の国民年金保険料を当時年度末にまとめて納付していた記憶がある。」と主張しているが、オンライン記録により、申立期間の直近1年間の保険料の納付状況をみると、平成9年4月から同年6月までの保険料は同年10月に現年度納付され、同年7月から10年3月までの保険料は同年6月に過年度納付されていることが確認でき、申立人の主張と相違する。

また、申立人は、申立期間当時の預金通帳の写しを提出し、平成11年3月6日に11万1,000円の預金が引き出されていることを示して、「これにより申立期間の保険料を納付した。」と主張しているが、申立期間の保険料額は15万9,600円であり、引出額は保険料額に5万円近く不足している上、申立人が納付したとする額についての記憶は明確ではないなど、当該資料を申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料と認めることはできない。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東千葉国民年金 事案 4494

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで

昭和62年の春頃、私の妻が国民年金の加入手続を行うため、A市役所に行った際に、私の国民年金保険料が未納であることを指摘され、申立期間に係る保険料の納付書を受け取った。後日、私の妻が申立期間の保険料として、約8万円ぐらいの金額を遡って納付した。指摘されたとおりに納付したことは間違いないので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「妻が昭和62年の春頃、私の申立期間の国民年金保険料を遡って納付した。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、63年6月15日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認できる上、申立人の手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は、同年8月頃に行われたことが推認されることから、62年の時点においては加入手続が行われておらず、当該手帳記号番号では、申立人が主張する時期に申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人の加入手続が行われたと推認される昭和63年8月を基準にすると、申立期間のうち、61年4月から同年6月までの期間の保険料は時効により納付することができない。

一方、オンライン記録によると、申立人と同姓同名（漢字表記1字違い）、かつ同一生年月日の基礎年金番号に統合されていない国民年金手帳記号番号が確認できるところ、当該手帳記号番号はB区において払い

出されており、申立人が申述する住所履歴を踏まえると、当該手帳記号番号は申立人に対し払い出された可能性が高いと考えられるが、当該手帳記号番号には申立人のその後の住所地であるA市へ住所変更が行われた形跡は無く、納付記録は未納となっている。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から53年3月まで

私は、会社を辞めて実家に戻った昭和49年7月頃、父に国民年金の加入手続を行ってもらった。それ以降、53年4月に結婚するまで、父が私の国民年金保険料を納付してくれたはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を辞め、A町（現在は、B市）の実家に戻った昭和49年7月頃に、父が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を私が結婚するまで納付してくれた。」と主張している。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和53年1月17日に社会保険事務所（当時）からC町（現在は、D市）に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認できる上、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続は、結婚後の同年6月頃に行われたものと推認されることから、加入手続が行われるまでは、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間当時に保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人の加入手続が行われたと推認される昭和53年6月を基準にすると、申立期間のうち、51年3月以前の保険料は時効により納付することができない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与して

おらず、関与していたとする申立人の父は既に死亡しているため、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付の状況は不明である。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東千葉厚生年金 事案 5147

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月 1 日から 48 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 50 年 8 月 1 日から 52 年 4 月 14 日まで

私は、申立期間①については、A市Bに在ったC株式会社D工場に勤務し、申立期間②については、A市E町に在ったF株式会社（現在は、G株式会社）に勤務したが、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、申立人はC株式会社D工場の所在地、業務内容及び元同僚の氏名を具体的に覚えていることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の事業主は、「申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の資料は保存が無いため、不明。」と回答している。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元同僚（申立人が氏名を挙げた元同僚を含む。）の複数名に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、上記被保険者原票において、申立人の氏名は見当たらない上、当該事業所における申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

#### 2 申立期間②について、申立人はF株式会社の所在地、業務内容及び元

同僚の氏名を具体的に覚えていることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の事業主は、「申立人の申立期間に係る人事記録等の資料は無く、勤務実態については分からない。」と回答している。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間②において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元同僚の複数名に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、上記被保険者原票において、申立人の氏名は見当たらない上、当該事業所における申立人に関する雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月から 29 年 6 月まで  
② 昭和 32 年 5 月から 33 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 28 年 4 月から 29 年 6 月まで A 製作所に、32 年 5 月から 33 年 3 月 31 日まで B 株式会社にそれぞれ勤務していた。しかし、厚生労働省の記録を見ると、これらの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は A 製作所の元同僚の氏名及び業務内容を具体的に覚えていることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主の所在は不明であることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所において、申立期間①に厚生年金保険の被保険者期間のある者で所在が判明した元同僚 8 人に照会したところ、申立人を覚えている者はおらず、申立人の申立期間①における勤務実態及び加入状況について確認することができない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人はB株式会社の元事業主の氏名及び業務内容を具体的に覚えていることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、申立期間②において、C県内に所在する「B」という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、当該事業所の元事業主は既に死亡している上、申立人は申立期間②当時の同僚について姓のみの記憶であることから、元同僚の所在を確認することができないため、申立人の申立期間②における勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月

私は、A店に勤務していたが、平成 15 年 4 月に支給された賞与について、標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A店に勤務していた平成 15 年 4 月に賞与が支給されているので、標準賞与額の記録を認めてほしい。」と主張している。

しかし、申立人は、「B株式会社の関連会社であるC株式会社所属のA店に勤務していた。」と供述しているところ、B株式会社は、「申立人の所属する法人の決算期は12月であるので、4月に賞与は支給していない。」と回答している。

また、B株式会社が加入しているD健康保険組合は、「申立人の平成 15 年 4 月の標準賞与額の支給記録は無い。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間に係る賞与の支給明細書等を保管していない上、このほか、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月 16 日から 56 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 60 年 2 月 1 日から 62 年 2 月 7 日まで

私は、昭和 53 年春頃に A 株式会社へ入社したものの、会社都合によりすぐ退職せざるを得なくなり、その代わりとして同社の紹介により、B 株式会社（名称変更後は、C 株式会社）に入社し、申立期間①において同社に勤務した。また、申立期間②についても再度、同社に勤務したはずであるのに、申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B 株式会社は、昭和 53 年 6 月 30 日まで、厚生年金保険の適用事業所ではなかった上、当該事業所において申立期間①の一部が厚生年金保険被保険者となっている元同僚 4 人は、「申立人のことは知らない。」と回答しており、申立期間①における申立人の勤務実態について確認することができない。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の代表取締役は、「当時の資料は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、厚生年金保険の適用事業所であった昭和 53 年 7 月 1 日から平成 6 年 11 月 28 日までの期間において健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人がB株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の代表取締役は、「当時の資料は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録において、申立人は申立期間②において国民年金に加入しており、申立期間②のうち、昭和60年2月から61年3月までの国民年金保険料については、申請免除の承認を受けていることが確認できる上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、厚生年金保険の適用事業所であった昭和53年7月1日から平成6年11月28日までの期間において健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東千葉厚生年金 事案 5151 (事案 1448 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から9年1月31日まで

私は、A社会保険事務所(当時)に事業所の厚生年金保険からの脱退  
手続と被保険者の資格喪失手続のために健康保険証を返却しに行った際、  
担当の職員から、過去の社会保険料の未納が有り、私の標準報酬月額を  
下げ未納分の保険料を納付しなければ、手続はできないと言われ、半ば  
強制的に承諾させられ担当者の提案に従ったが、私の標準報酬月額が遡  
って訂正されることは聞いておらず、前回の審議結果に納得できないの  
で、再度、審議してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A株式会社は、平成9年1月31日に  
解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、オンライン  
記録により、同年3月27日付けで、申立人の6年10月から8年12月まで  
の標準報酬月額について30万円から11万円に遡及して訂正されているこ  
とが確認できるものの、i) 同社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、代  
表取締役であったことが確認できること、ii) 申立人は、社会保険料の滞  
納があったことを認めている上、「不本意ながらも、申立人個人の標準報酬  
月額の引下げに同意した。」と供述していること、iii) 代表取締役であった  
申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効  
なものでないと主張することは、信義則上許されないことなどを理由とし  
て、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平  
成21年12月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われ  
ている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、平成6年10月

分健康保険厚生年金保険料算出内訳書を提出し、再申立てを行っているが、その申立内容は、前回の申立内容と同様であり、当該資料は遡及訂正前の標準報酬月額及びその保険料等が確認できるのみで年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、そのほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。